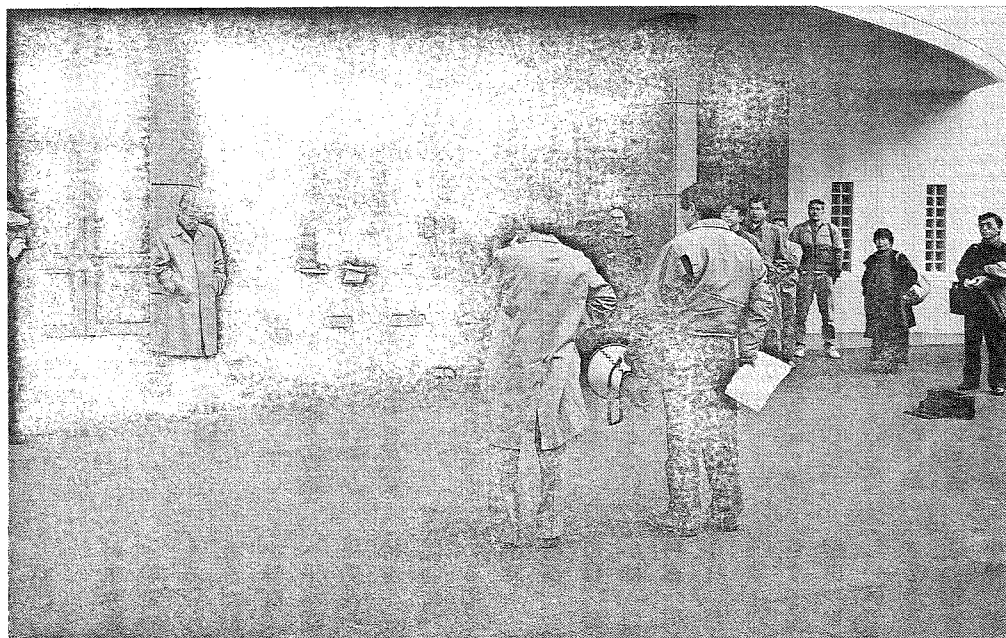


市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻62号 93/4 〈1部100円〉 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL 0797 (32) 1131
市芦反弹圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 4月16日(金)PM 3～5 小林証人反対尋問 (芦屋市役所東分庁舎2F)
5月25日(火)PM 3～5 小林証人再主尋問 (同 上)



も／く／じ

第47回公開口頭審理報告

県への1年間出張は高体連臨職の代用 指導主事と同じ仕事でも裁量で指導員に	2
今年もまた、惨たる15の春が	7
芦屋市立芦屋高等学校受験者の定員内不合格者を出さない教育を求める申し入れ	7
定員内不合格者を出さず、ゆきとどいた教育を求める要請書	8
活動日誌〈抜粋〉 6 / 編集後記 6	

問い合わせをしたことはなかったんですね。
 小林 私はしてない。
 村田 六二年度中に処分者側は反論書を出して、麻田先生の県での仕事はこうだと反論してますね。調査されたのではないんですか。
 小林 私が確認したということではない。
 村田 六二年一〇月一三日付の第一準備書面ですが、この作成についてあなたは余り関与してない、あるいは記憶がないということか。
 小林 そうですね。

出張させた先の仕事も知らず

村田 県では高体連（兵庫県高等学校体育連盟）の机にいたことは
 小林 特に知りません。
 村田 甲第一九九号証（県の体育保健課職員配置図）の中で、指導主事（高体連・麻田）と表示があるのが麻田先生の机です。この指導主事という職名は。
 小林 県の職名をしたんではないですか。
 村田 高体連とはいかなる団体ですか。
 小林 よく知りません。
 村田 甲第二〇八号証（高体連規約）、事務局を県の体育保健課内に置くと。県下の高校で構成し、高校体育の振興、体力向上を図る団体のようです。高体連の机を使用する職員は麻田さんであることの使用願いが出ており

ます。
 審査長 こういう事はご存じですか。
 小林 知りません。
 村田 出張に行く前も高体連の仕事をしてもらう予定という話も聞いてないし、行ってからもこういう仕事をするかも知らんかったんですね。
 小林 私は知りません。
 村田 あなたが審理に関与していたんだから、麻田さんの県での仕事内容について報告を聞くでしょう。
 小林 覚えてませんが、他の団体の仕事をするとする点では、芦屋市においても、日本赤十字社の仕事を福祉課職員がしているとある。ですから、このこと自体がけしからんということにはならないと思いますが。
 村田 本来の市の仕事と関係ある仕事をするという意味でしょう。
 小林 仕事の量の問題で。
 村田 麻田先生は、高体連事務局職員として名前があがってるんですよ。
 小林 県の事情もありますから、私はここで答弁するわけにはいきません。
 一年間出張は高体連アルバイトの代り

村田 麻田先生が行く前、高体連事務局に女性アルバイト一人がいて、高体連が給料を払っていた。その人の後任になるという話は聞いてませんか。
 小林 聞いてません。
 村田 甲第二〇二号証の一（六三年三月三日付、高体連総務財務合同委員会の書類）、六二、六三年度予算ですが、給料のところ、六一年度決算額一一九万六千、六二年当初予算ゼロ、決算もゼロ、六三年度はまた一二五万円と。事務局職員給料で、麻田先生が派遣された六二年度だけゼロとなっていて、高体連はその年の給料を払わずに済んでることが明らかですね。給料に関わることで、県や高体連から話が合ったんではないですか。
 小林 市の職員を県体育保健課の仕事をする中で行ってますから、給料は市負担となる。
 村田 高体連から六二年度はアルバイト料を払わなくてもいいんじゃないかとこの問い合わせはなかったですか。
 小林 三月に県の方からそういう受け入れをしてもよいという話があり、私の方はそれでお願いしたので、その段階で予算が組まれたんではないかと。
 村田 六二年三月の予算書でしたから、この三月はじめにも麻田先生が行くことは決まっていたんじゃないですか。先生の配転はいつ決まったんですか。
 小林 県との話で、連絡は三月の半ば頃だと。
 村田 高体連予算がゼロとあることから、も

第四七回公開口頭審理報告

県への一年間出張は高体連臨職の代用指導主事と同じ仕事でも裁量で指導員に

市芦救援会事務局

二月九日、前回に引き続き麻田先生の強制配転に関して、村田弁護士から小林元管理部長に対する反対尋問が行なわれました。

麻田先生は八七年四月、一回目の強配先である学校教育課から兵庫県教育委員会保健体育課へ、一年間という長期にわたる出張命令を受けました。

これについて、村田弁護士の追及で小林元管理部長は、芦屋市の一般職員については自治大学への長くて半年の研修出張があるくらいで、「市の職員が県庁で一年間仕事をするという例はありません」と麻田先生のような例は過去にないことを認めざるを得ませんでした。

さらに、県教委保健体育課への出張命令にかかわらず、麻田先生は実際には「高体連」の事務を一年間やらされていました。この仕事は本来「高体連」の仕事です。だから「高体連」の職員がしなければならない業務内容で、前年度まではそのためアルバイトを雇って処理をしていました。

そんな経過も、小林元管理部長は知っていた強配したにもかかわらず、村田弁護士の証拠をあげての厳しい追及に、「聞いていなかった」、「県の方に任せていた」と無責任な答えに終始していました。

村田弁護士から「県教委と高体連との関係は」と尋ねられると、「非常に関係の深い団体ではないかと思う」と高体連の仕事をさせていることを正当化しようと必死でした。

しかし、重ねて「それなら高体連はどういう団体ですか」と聞かれると、「知りません」としか証言できず、村田弁護士の的確な尋問によりその意図はあっさり崩れました。

次に麻田先生の二回目の強配で体育館へ異動させたことについての尋問に入りました。体育館では同じ職務内容を担当している他の職員の職名は指導主事に、麻田先生だけが指導員になっています。その「降格」の位置づけについて、小林証人は何ら合理的な説明も根拠も示すことができず、「裁量のうち」だと居直るしかできませんでした。

県に一年間出張の前例はない

村田弁護士（以下、村田と略）前回の続きで、一年間にわたるような出張の前例があるのか、あるいは本件麻田先生以降にそのような例があるのかというところは調べてもらいましたか。小林証人（以下、小林と略）東京の自治大学へ半年間出張で行くとか、三ヶ月、一ヶ月の研修とかいうのがあります。

村田 それは幹部候補生という方が一定期間勉強に行くという、どここの自治体でもやっている例ではないですか。

小林 一般職員の研修もあります。

村田 一般的には研修や出張が終わった場合には、報告書や復命書を作成するのは。

小林 口頭か文書でします。

村田 何か基準が決まっているんですか。

小林 特にありませんが、重要な事の報告は文書で行ったり、事務連絡は口頭で上司に報告するということです。

村田 本件の場合、長期にわたる非常に珍らしい例で、この場合、研修途中で報告書を出させたり、あるいは事情聴取をするとか、口頭で報告させるとか、なされたことは。

小林 私の記憶ではそういうことはなかった。

村田 県に出張後の動向とかには関心はなかったと。格別に県に麻田先生の仕事について

つと早く麻田先生が県に行くことはわかっておったんではないですか。

高体連職員給料を芦屋市が肩がわり

小林 それはわかりません。

小林 私は直接聞いてません。

村田 先ほどの処分者側準備書面で反論されていること、現実の麻田先生の仕事がちがうのでお伺いしてるんです。準備書面（六二年一〇月一三日付）を示します。この作成はご存知ですね。

小林 私は書いてない、所属の部から聴取してされたと思うが、詳しくは覚えてない。

村田 麻田先生の県での事務として、「高校の学校体育の指導、助言、研修に関する事務」「学校体育調査研究に関する事務」とか挙げられてますが、これは県教委体育保健課の一般的な仕事内容に過ぎないでしょう。

小林 ここではよう証言しません。その中高体連の仕事も入ってる訳ですから。

村田 麻田先生が現実に行っている仕事とちがうし、その点、県に問い合わせてみたことは。

小林 私が問い合わせて作成したものでない。

村田 市が派遣した県と関係ない、高体連の仕事で麻田先生にさせて、その給与を芦屋市が負担したとなれば問題あると思いませんか。小林 いえ、団体の事務をするケースもあり、特にその年は高校総体があって、その仕事が多かったんではと、推測ですが。

村田 従前高体連がアルバイトを雇って支払った給与を芦屋市が代りに六二年度中だけ負担したということになると思うんですが、そうすると違法な公金支出となりませんか。

小林 そうは思いません。

村田 高体連の仕事だけをしてる訳ではないと思うからですか。

小林 県の体育保健課の実務的研修を受けさせるために命令して行かせてる訳ですから、その中の仕事は県の方に任せてある。その課の関連の仕事をやってる訳ですから違法性があるという問題ではないと思う。

村田 現実には、高体連の職員として扱われ、高体連が払うべき給料が払われていない、その分芦屋市が払っていた。法令あるいは出張命令に基づかずには芦屋市の行政組織とは全く関係のない団体に市職員を派遣し、市教委の指揮監督の及ばない団体の事務に従事している職員に市から給与を払っていると、こうい

うことになりませんか。

小林 そうはならんと思えますけど。傍 ウソばかりいうな！ 現実の仕事はちがうやないか！

村田 過員が生じ、一人県に受け入れてほしいと頼み込んだ、県はなんとか受け入れたが、どんな仕事をさせたらいかわからんので高体連に頼んでその事務をさせたというのが真相ではないですか。高体連としても一〇〇万円以上の人件費が浮く訳で異論ないでしょうね。

出張命令内容と現実職務に矛盾

村田 甲第一九八号証（出張命令書）、「六三年全国高校総体事務を中心とした県体育保健行政事務の実務を学び」とある。当時、高校総体の事務局は、県教委の中でなく、当時兵庫県警の二階にあったことは。

小林 知りません。

村田 すると県教委に派遣しても総体事務は学びようがないでしょう。

小林 私に聞かれてもわかりません。

村田 出張命令書に書いてある。この事務を学んで後に、芦屋市での能率的な行政の参考にするために出張を命じたという主張でしょう。

小林 わかりません。

村田 すると、具体的に県で学んできたことをどんな職務で生かしてほしいとか、具体的には考えなかったということですか。

指導主事と同じ仕事でも裁量で指導員に

村田 甲第二〇六号証（平成元年、四年の体育館での分担表）、体育館に来た職員は、大抵学校から来られる方が多いんですか。

小林 いえ、長く体育館の仕事をしてる人が中心で、あと学校の体育の先生が行ってることもあると。

村田 甲第二〇七号証（職員一覧表）、六名いて、学校から来られた人は麻田先生を除くと全員指導主事ですね。仕事の内容に差があるんですか。

小林 ちょっとわかりません。

村田 分担表でも皆さん同じ仕事をされてる。ところが他の方は指導主事で麻田先生だけ指導員である。すると扱いが違う訳ですか。

小林 違いますね。

村田 仕事内容も同じであるのに、特別何か配慮が働いておるんでしょうか。

処分者側反論書の根拠なし

村田 麻田先生は県に行った直後、高体連のアルバイトの方から事務引き継ぎをしたんですよ。仕事内容について県からの話は。

小林 私は直接聞いてません。

村田 先ほどの処分者側準備書面で反論されていること、現実の麻田先生の仕事がちがうのでお伺いしてるんです。準備書面（六二年一〇月一三日付）を示します。この作成はご存知ですね。

小林 私は書いてない、所属の部から聴取してされたと思うが、詳しくは覚えてない。

村田 麻田先生の県での事務として、「高校の学校体育の指導、助言、研修に関する事務」「学校体育調査研究に関する事務」とか挙げられてますが、これは県教委体育保健課の一般的な仕事内容に過ぎないでしょう。

小林 ここではよう証言しません。その中高体連の仕事も入ってる訳ですから。

村田 麻田先生が現実に行っている仕事とちがうし、その点、県に問い合わせてみたことは。

小林 私が問い合わせて作成したものでない。

村田 県教委で六三総体の関係事務を取扱ってたんですか。

小林 指導、協議なり行なわれておったということは十分推測されますが。

村田 推測ですね。処分者側反論書でも、高校総体の事務をしたとは書いてないので、処分者側もその点はわかってたんじゃないですか。

小林 それは教育委員会としての書類なので、私は答えられません。

村田 六二年当時、あなたが責任者だった。

小林 覚えてないこともある。

村田 研修が終わったあと、県の方から話を聞かれたことは。

小林 私は直接聞いてません。

村田 出張後、それをどう生かそうと考えてましたか。

小林 県で一年間というのは例がありませんから、非常に貴重な体験をされたんじゃないかと、その後どうされるかは、本人の……。

村田 本人の問題でなく、行政として。

小林 体育館体育係に配置換えというか、人事異動をした。

一年間出張に関係なく再配転

村田 六二年四月一日付の人事異動は、指導

小林 人事異動によってあっちこっち職場は変わりますから、変わる中でこういうことが出てくるんだと思いますけど。

村田 麻田先生の後から体育館にきた、後藤さんとか荒谷さんは、いずれも年が若く、小学校から来られて指導主事ですが。

小林 基本的には裁量の範囲内でしてる。

強制配転の年度だけ異動方針が非公開

村田 六三年度の深沢先生について。六三年度人事方針は六二年一月頃に、市芦に関する異動方針も決めたんですか。

小林 はい。公立学校の異動方針が県から通知があり、その後に芦屋市のものをつくるようになったと思います。

村田 公開されてませんね。これを決めた市教委の会議は秘密会だったんですか。

小林 覚えてませんが、協議会という中で諮ったかも知れません。

村田 六二年度の人事異動方針に関しては秘密会だったと認められてる。六三年も多分そういう扱いになってると思うが、何か理由があるんですか。

小林 余り公表するようなことでもないということだと。市長部局についても事前に発表することはやってませんし。

村田 しかし、それ以前は、六一、六〇年以

前は秘密会ではなかったでしょう。

小林 そうだったかも知れませんがね。

村田 六〇年、六一年は書証で出してますね。公開されてたんですよ。なぜ六一、六三年が秘密会、非公開とされているのか、何か格別の事情がありじゃないかと思ってる。

小林 一連の人事に關しての書類として全部非公開としたんじゃないかと思えます。

村田 しかも、最近はまだ公開されてるんですよ。このあたりだけ非公開というのは、何かあると思うのが当然でしょう。

小林 いや、何もないと思いますけど。

活動日誌〈抜粋〉 1993.1.28～3.20

- 1・30 事務局会議。
- 2・4 法対会議。
- 5 事務局会議。通信No.60発送。
- 6 中高連絡会議。
- 9 第四七回市芦公平審。
- 10 反行革の会幹事会。
- 11 芦屋教育井戸端会議。
- 19 法対会議。市教委交渉（完全週休二日制の実施について）
- 20 救援会会計監査。
- 23 芦教組定期総会。
- 24 第四八回市芦公平審。
- 25 市芦高校卒業式。
- 27 進路交流会。

編集後記

この通信が手元に届くころ、学校現場では新学期をむかえる準備に忙しいことだと思います。

私達にとっては七回目の「春」をむかえることになりました。その間「時代」は変わり、年はずっといくのに、自分の机はあいも変わらず、職員室にはなく、その椅子の座わり心地の悪さに変わりはありません。

次回、四月一六日は、小林元管理部長に対する反対尋問は最後です。傍聴をよろしく。
3・2 地労協常任幹事会。三田障害者問題なんでも語る会対市教委交渉。

- 3 事務局会議。
- 6 芦屋教育井戸端会議。阪神国労を支援する会
- 7 伊丹入江君集会
- 8 事務局会議。
- 9 地労協春闘交流会。
- 10 通信No.61発送。
- 11 法対会議。
- 13 麦の家宝塚交流会。
- 16 市芦高校入試。
- 17 反行革の会。
- 20 市芦高校合格発表、定員内受験（八七名）で八名を不合格にする。

今年もまた、惨たる一五の春か

市芦分会

一九九三年三月四日

芦屋市教育委員会

教育長 長谷川節男殿

兵庫県教職員組合芦屋支部
支部長 桜井輝之

芦屋市立芦屋高等学校受験者の 定員内不合格者を出さない 教育を求める申し入れ

水仙の花が咲き乱れ、三寒四温を繰り返しながらも、春の息吹が感じられる頃となりました。貴職におかれましては、日頃から、芦屋の子どもたちのための教育条件整備に、ご努力いただいておりますことに敬意を表します。

さて、全国的に生徒激減期を迎えています。が、芦屋においても例外ではありません。このことは、後期中等教育を、希望するすべて

高校への夢をつなぐことで、親や先生や友達から励まされ、倒れそうになる身を持ちこたえさせて中学卒業にこぎつけた子どもたちがいる。他の誰よりも不安と絶望にさいなまれながら、しかし今一度それを振り払い高校進学を決意した子どもたちがいる。みんなと共にある高校生活を思い描くことで、「わたしも精一杯生きてみたい」と望みを細い糸に託した彼ら、彼女ら。

子どもたちの命運を気遣い、気持ちを寄せる芦教組と地労協にかかわる人々の芦屋市教委と市芦管理職への申し入れが行われた。

「定員内の不合格者は出さな！」

三月二十日、市芦入試結果が発表された。またもや、八名の定員内不合格者。八名の子どもをみせしめとすることで、「松本教育改革」を引き継ぐアライバイと考える市教委と市芦管理職の人的荒廃はあまりにも深い。学

教審査申の最悪部分（生徒定員減から廃校）を先取りするこの動きをいつまで許すのか！

の子どもたちに保障できる条件が生まれつつある、ということでもあります。学校週五日制が、月一回ではありますが導入され、ゆとりある学校・家庭・地域の生活が模索されています。また、「新しい学力観」を基本に、業者テストの学校からの追放、偏差値教育の見直し教育行政からも、強く叫ばれる時代となってきました。「人権の世紀」になるだろうと言われている二一世紀に向けて、日本の学校教育は、いま、大きく変わろうとしています。受験競争一辺倒かと思われた芦屋の市民・父母のなかに、反省の気運が感じられます。時代の大きな流れを受け止め、子どもたちの未来に思いをかけるからだと考えます。

ところで、先日新聞報道によれば、市立芦屋高等学校への入学希望者は、一二〇名の定員枠があるにもかかわらず、八九名とのこと。残念なこと、今年も例年以上に大幅な定員割れ（約二六％）を起しています。公立高校としては、全国的にほとんど例のないことです。単なる生徒数減少のためとは言えません。どうして、こんなに」と、市立芦屋高等学校の「教育改革」の中身や定員内「切り捨て」問題が、子どもたちに、どう受け止められてきたのかを考えていかねばならないと思います。「荒れている」と非難された時代には受験生が殺到し、「落ち着いた」とされる時になってから定員割れとは、どう

考えてもおかしなことではないでしょうか。大人の目ではなく、子どもたちの目線の高さに下りて、課題を考えなくてはならないことを示していると思わざるをえません。

高校教育を希望するすべての子どもたちの願いに応えるべく、貴職として考えていただくと思う、以下の内容を申し入れます。

記

以上

定員内不合格者を出さず

ゆきとどいた教育を求める要請書

高等学校の義務教育化は、広く定着しており、芦屋市においては、すべての子ども達が共に学び共に生きるという公教育の理念の実現を目指して取り組み、その結果阪神間でも高い高校進学率を実現してきました。

さらに、生徒数激減期を迎えて、希望者の全員入学を実現する絶好の機会が訪れています。子どもたちの生活や感性を破壊する受験競争を二十一世紀まで持ち込まず、学校教育の場を生存競争の場とするのではなく、真に「人を育てる」場とするため、貴職の責務は重大であると考えます。

1. 定員内不合格者を出さないように、市立芦屋高等学校の校長を指導されたい。

2. 進学保障「制度」を、堅持されたい。
3. 市立芦屋高等学校の現状と課題を考えるために、教育行政と芦屋高等学校・中学校三校の教職員との話し合いの場を設定されたい。

ところが、芦屋市教育委員会は六年間にわたり「教育改革」の名のもとに、市立芦屋高等学校の入学試験において定員内であるにもかかわらず、大量の不合格者を出しました。兵庫県下はもとより、全国的にも例の無い暴挙と言えます。

さらに「教育改革」開始後入学して来た生徒たちもまた大量の留年生・退学生を出し、卒業生を激減させています。これは、教員定数を大幅に削減し、ベテラン・中堅教員が一挙に強制配転させられたことによる市立芦屋高等学校の教育活動が大変な支障をきたしたか

らにほかなりません。

芦屋市学校教育審議会は市立芦屋市高等学校の「改革」についての答申を出されましたが、かんじんの教育条件の整備については教員定数に触れていないところは残念なところですが、学校規模縮小について言及もされていますが、まずは総ての高校教育を希望する生徒達すべての願いに応えるべく直接市民の声を聞き、貴職として考えていただくと思います。

開かれた教育行政を行い、ゆきとどいた教育の実現をめざすため、以下の内容を要請いたします。

記

一、市立芦屋高等学校の現行の定員を守り、入学希望者を定員内で切り捨てないこと。

一、市立芦屋高等学校の教員定数を引き上げるとともに、強制配転した教員を現職に復帰させ、ゆきとどいた高校教育を保障すること。

一九九三年三月一〇日

芦屋地方労働組合協議会
議長 久堀 英次

芦屋市教育委員会
教育長 長谷川節男様